

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 26 日

中国向け輸出水産食品認定施設を有する事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加の手続等の実施について

標記については、「中国向け輸出水産食品認定施設に係る手続等について（周知）」（令和 4 年 4 月 20 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）によりお知らせしたところです。

今後の手続について、下記のとおりお知らせしますので、その実施について特段の御理解、御協力方よろしくお願ひします。

#### 記

##### 1. シングルウィンドウへの登録手続について

(1) 中国向け輸出水産食品認定施設（以下「認定施設」という。）を有する事業者においては、「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に規定している以下の資料について、施設を所管する施設認定機関宛てに別添 1 に示す方法（郵送または電子メール）により提出してください。

- ①中国向け輸出水産食品取扱施設の申請事項（要綱別紙様式 1－2）
- ②企業声明（要綱別紙様式 1－2 の別紙）
- ③登録製品種類（要綱別紙様式 1－2 の別表 1）
- ④施設及び冷蔵・冷凍倉庫の配置図（英文）（要綱別紙様式 1－3 の 2.1.1、2.2、3.2、3.3、3.4 関係）
- ⑤製造工程図（英文）（要綱別紙様式 1－3 の 6.1.1、6.2 関係）
- ⑥要綱別紙様式 1－3 のうち、令和 4 年 3 月 31 日付けの要綱改正により追加となった資料（別添 2 参照）（日本語可）

(2) 提出された資料に問題がない場合、施設認定機関より、施設認定書（要

綱別紙様式 17-2) 及び点検票 (要綱の別添 2) が送付されますので、農林水産省ホームページに掲載している操作マニュアル (「シングルウィンドウ操作マニュアル (新規登録)」) を参考に、中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外生産企業登録管理システム」 (以下「シングルウィンドウ」という。) での登録手続を行ってください。

- (3) シングルウィンドウへの登録完了後、点検票の項目 13.1 に施設の代表者の署名及び押印 (企業声明と同じ署名と印) の上、速やかに施設認定機関宛てに返送してください。点検票の返送後、施設認定機関が入力情報を確認し、厚生労働省が中国政府へ登録を要請します。
- (4) 中国政府による審査の結果、問題がない場合は中国の登録番号が付与され登録完了となります。なお、中国政府より登録内容の修正、施設資料の提出等が求められた場合には、施設認定機関から連絡しますのでご対応ください。

## 2. 要綱に規定する関係資料の提出について

要綱別紙様式 1 - 3 の施設資料の英訳 (1 で提出した資料並びに外部検査機関や委託業者等から入手した検査結果又は資料を除く。) については、中国への登録後、速やかに施設認定機関宛てに提出してください。

## 3. その他

関係資料の作成にあたっては、農林水産省ホームページに掲載されている参考資料や記載例等を参考にしてください。

### 【農林水産省ホームページ】

#### ○操作マニュアル、参考資料、記載例等について

「中華人民共和国向け輸出水産食品取扱施設の中国政府への登録手続について」

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china\\_info\\_220415.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_info_220415.html)

#### ○要綱の様式について

「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei\\_asia.html#china\\_seafood](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china_seafood)

(照会先)

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4246)

FAX : 03-3503-7964

e-mail:suisan-anzen@mhlw.go.jp